

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

女性社員の雇用機会の均等並びに共同参画の環境を真に実効たらしめ、企業の持続的成長を実現するため、その一助として、次のように女性の活躍推進に関する行動計画を策定、実施する。

1. 計画期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間

2. 女性の活躍推進に関する取組の内容の概況

①採用に関する事項

↳ (1) 女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報

・達成しようとする目標の内容

●女性乗務員を現在の4名から2倍強の10名まで増加させる。

(募集チラシに女性が活躍している旨を記載。募集を強化する)

◎女性の活躍に関する情報公表 令和2年6月1日現在

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

・管理職に占める女性労働者の割合・・・14.29% (21名中3名)

・役員に占める女性の割合(常勤)・・・16.67% (6名中1名)

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

・男女の平均継続勤務年数の差異・・・男18.20年：女14.08年 差異4.12年